

藤野駅周辺交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、藤野駅周辺移動円滑化基本構想に即して、JR藤野駅周辺交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）
藤野駅から藤野総合事務所までについての道路の区間
市道藤野駅藤中（藤野駅から藤野踏切南側交差点まで）
県道桐原藤野（藤野踏切南側交差点から藤野総合事務所入口交差点まで）
市道役場（藤野総合事務所入口交差点から藤野総合事務所まで）
- 2 前記道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
藤野駅から藤野総合事務所までについての道路の区間
 - (1) 市道道藤野駅藤中（藤野駅から藤野踏切南側交差点まで）
 - ア 実施事業内容
歩行者用道路の検討
 - イ 実施予定期間
平成18年度から平成22年度まで（道路特定事業に合わせて実施予定）
 - (2) 県道桐原藤野（藤野踏切南側交差点から藤野総合事務所入口交差点まで）
 - ア 実施事業内容
横断歩道の設置検討
 - イ 事業内容及び実施予定期間
平成18年度から平成20年度まで（道路特定事業に合わせて実施予定）
 - (3) 市道役場（藤野総合事務所入口交差点から藤野総合事務所まで）
事業計画無し
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - (1) 周辺の交通規制等との整合性の確保
交通規制実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるように、周辺道路への与える影響を常に調査し、必要な周辺交通規制の見直しを実施する。
 - (2) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項
違法駐車取締り、広報啓発活動等の事業を関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

| 重点整備地区 | 路線名 | 事業の実施場所 | 事業内容 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | 備考 |
|--------|----------|-------------------------------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 藤野駅周辺 | ①市道藤野駅藤中 | 藤野駅から 藤野踏切南側交差点まで | 歩行者用道路の 検討 | ← | | | | | → |
| | ②県道桐原藤野 | 藤野踏切南側交差点から 藤野総合事務所入口交差点まで | 横断歩道設置の 検討 | ← | | | | | → |
| | ③市道役場 | 藤野総合事務所入口交差点から 藤野総合事務所 | 計画なし | | | | | | |

